

勝浦市農業委員会会議録

(1 月定例会)

平成29年1月23日(月曜日)午後1時、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(202会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1 番 吉 野 茂 子	2 番 末 吉 光	3 番 数 金 清 美
4 番 谷 敏 夫	5 番 浅 野 香 太 郎	6 番 佐 藤 衛
7 番 藤 江 義 博	8 番 滝 口 裕 都	9 番 高 旨 粧 一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 中 村 泰 輔 書記 瀧 口 智 大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 勝浦市農業委員会の委員報酬の改正(案)について

第3 報告

報告第1号 電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に係る事業計画書の提出について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、明けましておめでとうございます。

本年もどうぞよろしく願いをいたします。

また、本日は大変ご多用中の中ご参集いただき、ありがとうございます。

昨年を振り返ってみますと、昨年は申年ということで、元気な猿がいたせいか地震や長雨等による災害が起きまして、農作物を作っておられる方、地震等で被害を受けた方々、大変ご苦労な日々が続いた年でありました。

今年は酉年ということで、酉年は羽ばたく年というようなことが言われております。

ひとつ酉年に相応しいような、日本の経済が羽ばたき回っていけば非常によろしいかなと思っております。

とりわけ、我々農業を営む者につきましては、経済が大きく飛躍すればするほど元気な農政が進展しますので、そういったことを期待しながら、今年一年間、皆様方と良き農業委員会活動が進められますよう、特段のご協力をお願い申し上げます。

それでは会議を始めさせていただきます。

よろしく願い致します。

○議長（高旨粧一会長） 本日の出席委員は9名中9名で、定則数に達しておりますので会議はここに成立をいたしました。

それではただいまから、平成29年勝浦市農業委員会1月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、3番数金清美委員及び4番谷敏夫委員を指名いたします。

よろしく願いをいたします。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

農地法第3条の規定は、農地の権利移動の制限であり、農地を農地のまま権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は、大森の畑4筆、内登記地目が田、現況畑が2筆、延べ649平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、規模拡大のため取得したいとし、譲渡人は、遠方に居住し耕作出来ないため譲渡したいとして申請がなされたものでございます。

申請位置は、西原バス停留所から●側約●●●メートルの地点となります。

以上で説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続きまして、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番につきまして、1番吉野茂子委員お願いします。

○1番（吉野茂子委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

1月15日、申請者と面談し現地を確認したところ、現地は、適正に耕作されておりました。

譲受人は、シキビを生産しており、自宅に隣接する申請地について、譲渡人より売買の申し入れがあったため申請地を買い受け、経営規模の拡大を図るため申請に至ったとのことです。

許可要件について確認したところ、特に問題はありません。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） ありがとうございます。

これをもちまして、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもちまして、質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

農地法第5条の規定は、農地の転用を伴う権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で、権利を設定し又は移転しようとするものでございます。

資料の2ページをご覧ください。

申請番号1番、本件は鶴原地先の違反転用の是正に伴う申請でございます。

申請地は、区域内の中腹に位置する沈砂調整池の一部となります。

該当する農地は、1,618平方メートルで、今回の申請は、田1筆、337平方メートルです。

施設の概要は、沈砂池、貯水量4,412立米、小沈砂池、貯水量1,613立米です。

申請理由につきまして、譲受人は、農地法違反を是正し所有権を取得したうえで管理を行っていききたいとし、譲渡人は、農地を復元して耕作することは出来ないため、早々に土地を引き渡したいとのこととです。

申請位置は、JR鶴原駅から●側●●●メートルの地点となります。

次に、3ページをご覧ください。

申請番号2番、こちらも鶴原地先の違反転用の是正に伴う申請になります。

申請地は、区域内に3カ所ある造成緑地の南側に位置する部分で、該当する農地は、延べ924平方メートルで、今回の申請は、畑2筆、924平方メートルです。

施設の概要は、造成緑地0.16ヘクタールです。

申請理由につきまして、譲受人は、農地法違反を是正し所有権を取得したうえで管理を行っていききたいとし、譲渡人は、農地を復元して耕作することは出来ないため、早々に土地を引き渡したいということで申請がございました。

申請位置は、JR鶴原駅から●側●●●メートルの地点となります。

以上で説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の説明が終わりました。

つづきまして、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、8番滝口裕都委員をお願いします。

○8番（滝口裕都委員） 報告させていただきます。

申請の概要は事務局の説明どおりでございます。

本件につきましては、昨年4月18日に事業区域全体の現地調査を行い譲受人の担当社員と面談しております。

この申請は、農地違反転用是正のための申請であり、転用事業としては既に知事の転用許可を受けておりますことから、許可相当として判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） 続きまして、申請番号2番につきまして、8番滝口裕都委員お願

いします。

○8番（滝口裕都委員） 報告させていただきます。

申請の概要は事務局の説明どおりでございます。

本件につきましても、申請番号1番と同様、4月18日に事業区域全体の現地調査を行い譲受人の担当社員と面談しております。

この申請は、農地違反転用是正のための申請であり、転用事業としては既に知事の転用許可を受けておりますことから、許可相当として判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） ありがとうございます。

これをもちまして、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもちまして、質疑を終結いたします。

これより、採決をいたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定をいたしました。

続きまして、申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定をいたしました。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、申請番号5番につきましては、私が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与制限の対象となりますので、発言、採決ともにできませんので、ご承知をお願いします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成29年1月4日付けで決定を求められたものです。

このたびの1月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画3件、9,446平方メートル、再設定計画2件、4,782平方メートル、合計5件、14,228平方メートルです。

資料の4ページをご覧ください。

申請番号1番、宿戸の田1,768平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成29年2月1日から3ヶ年の再設定です。

5ページをご覧ください。

申請番号2番、白木の田4筆、延べ4,719平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成29年2月1日から5ヶ年の新規設定です。

6ページをご覧ください。

申請番号3番、白木の田1,562平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成29年2月1日から5ヶ年の新規設定です。

7ページをご覧ください。

申請番号4番、大楠の田5筆、延べ3,014平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成29年2月1日から5ヶ年の再設定です。

8ページをご覧ください。

申請番号5番、市野川の田2筆、延べ3,165平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成29年2月1日から5ヶ年の新規設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

申請番号1番から4番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

続いて、申請番号5番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

次に議案第4号、勝浦市農業委員会の委員報酬の改正(案)についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 説明します。

資料の9ページをご覧ください。

本案は、国の農地利用最適化交付金創設に伴いまして、同交付金をその趣旨に則り農業委員及び農地利用最適化推進委員へ上乘せ報酬分として支給するため、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案のとおり勝浦市議会3月定例会に上程しようとするものです。

なお、本条例案について勝浦市議会に於いて承認をいただいた場合、市の規則等について所要の改正が必要となりますことから、規則等の改正に関する事項につきましては、会長専決としてよろしいか、こちらについても併せてお諮りするものです。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、滝口委員。

○8番（滝口裕都委員） 一点確認なんですけれども、改正後の会長の欄で、この「同」というのは何に同じなんですか。

○議長（高旨粧一会長） はい、中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） こちらについては、元の原文が「同」になっておりまして、この欄の頭に月額というのがずっと続いておりますので、月額ということになります。

○8番（滝口裕都委員） 下が月額なので、月額に訂正したらどうかと思うのですが。

○事務局長（中村泰輔） これは、表の上にまだ他の委員等があるので、上から「月額」、「同」、「同」、「同」ときて、年額で「年額」と切り替わり、次に月額となるため「月額」と表示するため、上の欄に同じ場合は「同」と表示するので、これはこのとおりとなります。

○8番（滝口裕都委員） はい、わかりました。
ありがとうございます。

○議長（高旨粧一会長） 他に、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これを持って質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

事務局においては、所定の手続きをお願いいたします。

次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に係る事業計画書の提出について、事務局より報告を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村泰輔） 報告第1号、電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に係

る事業計画書の提出についてご報告いたします。

このたびの1月定例会にご報告すべき件数は1件です。

受付後、県へ送付致しました。

以上で報告を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） ご発言が無いようですので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、

すべて議了されました。

これをもって、平成29年勝浦市農業委員会1月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後1時30分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成29年1月23日

議長(会長)

署名委員

署名委員
